

平成21年（行コ）第269号 八ツ場ダム費用支出差止等請求住民訴訟控訴事件

控訴人 柏村忠志 外19名

被控訴人 茨城県知事 外1名

行政庁（国土交通大臣）の訴訟参加申立書

2012年（平成24年）6月4日

東京高等裁判所 第10民事部 御中

控訴人ら訴訟代理人

弁護士 谷 萩 陽 一

同 五 來 則 男

同 坂 本 博 之

同 広 田 次 男

同 丸 山 幸 司

第1 訴訟参加申立の趣旨

下記行政庁を御庁頭書事件（平成21年（行コ）第269号事件）の訴訟に参加させる

記

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2丁目1番3号

国土交通大臣

との決定を求める。

第2 訴訟参加申立の理由

1 本件訴訟における治水対策上の必要性等に関する争点について、審理判断を行うためには、以下のとおり国土交通大臣の訴訟参加が必要不可欠である。

2 ハッ場ダム建設計画の適否について

(1) 原判決は、治水関係の負担金の支出が違法になる場合として、「本件先行行為たる国土交通大臣の納付の通知（治水に関する受益者負担金）に重大明白な瑕疵があり違法無効であるか、又は、これら先行行為が違法でありかつ被告知事が取消権、解除権を有しているとき、若しくはこれら先行行為が著しく合理性を欠きそのためその先行行為に予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵が存し、かつ客観的にみて被告知事が本件財務会計行為を回避することのできる特殊な事情があるときには、被告知事は、本件財務会計行為をするに当たっては、本件先行行為の瑕疵を考慮することなく、漫然と違法な本件先行行為に基づく義務の履行として本件財務会計行為をしてはならないという注意義務を負っている」としながら（原判決73頁下から5行目～74頁上から5行目）、「被告知事としては、国の河川法60条1項に基づく政策判断及びこれに基づく納付通知を前提として、これに看過し得ない瑕疵が存在するか否か判断することができるにとどまる」とした（原判決75頁上から11行目～同13行目）。

ここにいう「国の河川法60条1項に基づく政策判断」とは、すなわち国が策定した「利根川水系工事実施基本計画及び利根川水系河川整備基本方針」を指すものである。

(2) しかし、かかる判断基準が誤りであることについては、控訴人らの2011年1月28日付け控訴理由書の24頁 第3部で主張したとおりであるが、少なくとも、上記の八ッ場ダム建設に関する各計画等の内容の適否が、本件訴訟で直接審理される必要がある。

(3) そして、上記計画等を作成したのは、国土交通省であるところ、本件訴訟での被控訴人らの原審での主張は、独自の主張ではなく、国の八ッ場ダム建設計画に関する説明を引用しているものに過ぎない。また、今後も同様の主張立証にとどまるものと考えられる。

(4) そこで、上記各計画等の内容の適否を的確に審理するためには、その作成責任者である国土交通大臣を、本件訴訟に参加させる必要がある。

3 控訴人らの主張について

(1) 控訴人らは、2011年1月28日付け控訴理由書の25頁以下で、茨城県が八ッ場ダム建設計画に負担金を支出するのは、以下の事由により違法であることを主張している。

ア 国の茨城県に対する受益者負担金の納付通知は、河川法63条に基づくものであるところ、同条は、茨城県が八ッ場ダムによって、「著しく利益を受ける」ことを要件としているにもかかわらず、八ッ場ダムは、この要件を充足していない。

イ 八ッ場ダムは、河川法3条2項に定める河川管理施設としての客観的効用、すなわち「河川の流水によって生ずる公利を増進し、又は公害を除却し、若しくは軽減する効用を有する施設」としての性状と機能を備えている必要があるところ、八ッ場ダムは、ダムサイトの危険性、地すべりの危険性があるため、そもそも、河川法の求める河川管理施設としての客観的効用がない。

ウ ハッ場ダム建設は、河川法に基づき、治水対策のためのダムとして計画されているところ、かかるダム建設計画自体に、治水対策上の合理性が認められることが必要であるのに、ハッ場ダムには治水対策上の必要性がない。

エ ハッ場ダム建設計画は、環境保護法令に適合していない。

(2) このうち、ハッ場ダムに治水対策上の必要性がないことについては、控訴理由書の37頁 第4部で詳述したが、その概要は、以下のとおりである。

ア 国土交通省が、ハッ場ダム建設計画にあたって、基本高水流量を毎秒2万2000 m^3 としていることは、過大であり、誤りである。

イ 国土交通省が、カスリーン台風が再来した場合の洪水流量毎秒2万2000 m^3 の算出に使用した流出計算モデル（貯留関数法）には科学性が乏しく、そもそも、国土交通省は、その計算の結果しか示さず、その検証の内実を明らかにしていない。

ウ 国交省・関東地整の利根川の流出計算では、カスリーン台風が再来しても、現況の断面・洪水調節施設では、八斗島のピーク流量は毎秒1万6750 m^3 にとどまり（甲B第39号証）、八斗島の下流（利根川中流部）は計画高水流量（毎秒1万6500 m^3 ）では溢れない状態に堤防は概成しているのであるから、同地点下流での洪水を調節するためのハッ場ダムは不要である。

エ ハッ場ダムは、八斗島下流域の流量・水位低減のために不要であり、かつ、仮に八斗島上流域に氾濫の危険があるとしても、同ダムは氾濫防止の機能を果たすことはない。

オ 昭和22年のカスリーン台風洪水の再来に対してハッ場ダムの治水効果がゼロであることは国土交通省の計算によって明らかになっている。

(3) また、控訴人らの控訴理由書提出後、以下のとおり、治水対策上の必要性がないことを基礎づける事実が、次々と明らかになっている。

ア 2011年5月16日付け控訴人準備書面（1）

（ア）八斗島地点毎秒2万2000 m^3 の誤り（現地再調査による堤防改修の不

存在等)

(イ) 国土交通省の、森林土壌の貯留機能の過小評価による流出計算の水増し
イ 2011年5月16日付け控訴人準備書面(2)

(ア) 国土交通省が、2万2000m³の根拠とした、全流域、一律の飽和雨量
48mm、一次流出率0.5の誤り

(イ) 国土交通省の貯留関数法による算定の誤り〔関良基準教授の鑑定意見書
(甲B128)等]

(ウ) 利根川上流域の森林保水力は全国平均以上であり、「飽和雨量」に相当
する流域貯留量は、「108~160mm」である

(エ) 飽和雨量100mmを前提にすれば、ピーク流量は、1万5000m³に
満たない

ウ 2011年10月11日付け控訴人準備書面(5)

(ア) 馬淵国土交通大臣(当時)は、「22,000トンありきの検討」を「所
管大臣としてお詫び」した

(イ) 国土交通省は、河川整備基本方針検討小委員会に虚偽情報を与え、「2
2,000トンありき」の検討を行ったのであり、かかる検討の結果、策
定された「八斗島地点毎秒2万2000m³」計画には重大な瑕疵がある

エ 2011年10月11日付け控訴人準備書面(6)

(ア) 基本高水のピーク流量算出についての国土交通省の説明の変遷

(イ) 調査囑託に対する関東地方整備局長河川部河川計画課長(当時)の「回
答」(甲57の4)は虚偽公文書である

(ウ) 昭和55年策定の「利根川水系工事实施基本計画」は実質不存在である

(エ) 利根川水系工事实施基本計画及び同河川整備基本方針には、明白かつ重
大な瑕疵がある

オ 2012年2月15日付け控訴人準備書面(8)

(ア) 日本学術会議の「回答」(甲B147)の誤りと矛盾(河道貯留量、氾

濫量等)

(イ) 日本学術会議の谷・窪田分科会委員の流出モデルの方が、「回答」よりも事実に忠実である

(ウ) 関准教授の鑑定結果(甲B146)では、「八斗島地点毎秒1万6600 m³」である

(エ) 国土交通省の新氾濫図(甲B158)は架空の氾濫である

(オ) カスリーン台風洪水のピーク流量は、毎秒1万3500～1万5200 m³と推定されてきていた(甲B18)

4 上記控訴人らの主張については、ハッ場ダム建設計画を策定し、推進しようとしている国土交通省による訴訟参加がなければ、審理判断ができないことは明らかである。

すなわち、ハッ場ダム建設計画を直接策定したのではない被控訴人らには、控訴人らの上記各主張について、独自には認否も反論もできず、せいぜい、国土交通省の説明を引用することができるに過ぎないと考えられる。

5 以上から、地方自治法第242条の2第11項、行政事件訴訟法第43条3項、第41条、第23条に基づき本申立てを行う。

以上